

東京都福祉サービス第三者評価受審のおすすめ

全てに優しくなれる社会を目指して ～福祉の現場に新しいヒントを！

東京都福祉サービス第三者評価でみなさんの施設を公表して、
と一緒に信頼とサービスの質を高めましょう！



評価機関認証番号：No. 機構 19-247

一般社団法人サステイナブル

福祉サービス第三者評価って？

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

※社会福祉法第78条第1項で、福祉サービスの質の向上のための自己評価の実施等が努力義務として規定しています。

第三者評価に取り組むメリット

利用者への
アピール

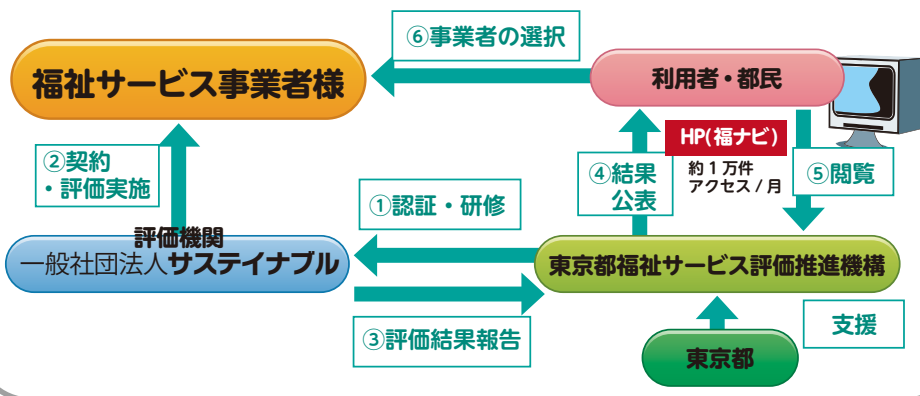
課題の
発見と改善

サービスの
質の向上

福祉サービス提供体制や内容について評価基準を用い、専門的・客観的に評価します。

「福祉サービスの質の向上」を目的として評価が行われますので、財務状況については評価しません。

東京都福祉サービス第三者評価のしくみ



**助成金活用で
受審できます！**

東京都における
福祉サービス第三者評価
の受審に関する
補助制度が使えます。
詳しくは裏面をご覧ください。

一般社団法人サステイナブルなら、

- ★ 福祉現場でのマネージャーやケアマネなどの経験豊富な評価員が評価します。
- ★ 経営のプロ評価員が組織が益々成長発展していくための指針となる評価します。
- ★ 当法人では人材育成事業を行ってきた知見から、客観的で分かりやすい評価をします。

評価機関概要・お問い合わせ先

評価機関認証番号：No. 機構 19-247

一般社団法人サステイナブル

第三者評価事業担当：高橋 洋子

携帯：090-8170-4108

TEL：049-252-2231

E-mail：info@sustainable.jp.net



一般社団法人サステイナブルの企業方針

3つの心をつなぐ

企業経営と福祉活動に関する
人材育成を通して、
人々の生活と地球環境の
持続可能な発展を目指します。



対応可能な評価分野

- 高齢者分野：入所・在宅
 - ・認知症グループホーム
- 障害児・者分野：入所・在宅
- 子ども分野：保育・子ども・ひとり親生活保護

標準的な評価の流れ

- 1 お見積
- 2 概要・手順の説明
- 3 利用者調査 利用者調査票(アンケート)による調査
・聞き取り調査・場面観察調査
- 4 自己評価(事業評価) 経営者、管理職、一般職員それぞれの立場から見た自己評価(事業評価)
- 5 訪問調査 利用者調査と自己評価(事業評価)を分析、施設の見学、事業所の資料の閲覧、ヒアリング調査など
- 6 評価結果のフィードバック (評価結果の説明と報告)
- 7 評価結果の公表
公表の同意を確認後、評価結果を福祉サービス評価推進機構に提出、インターネット「東京福ナビ」で評価結果を公表

評価機関概要・お問い合わせ先

第三者評価事業担当：高橋洋子
携帯：090-8170-4108
 認証番号：No. 機構 19-247
 評価機関名：一般社団法人サステイナブル
 代表者：高橋 洋子
 所在地：〒354-0012
 埼玉県富士見市貝塚一丁目26番8号
 電話：049-252-2231
 FAX：049-252-2231
 ホームページ：
<http://www.sustainable.jp.net/>
E-mail：info@sustainable.jp.net

評価員も随時募集中！

標準的な評価料金の例

1 特別養護老人ホーム	80名	60万円
2 認知症高齢者グループホーム	18名 ^{ユニット}	30万円
3 保育所	100名	60万円
4 訪問介護・訪問看護	100名	30万円

事業所の規模、評価内容等により料金は異なります。
 詳しく状況やご希望をお伺いしたうえで、お見積をさせていただきます。
 また、下記に示す「サービス種別」以外の評価をご希望の場合も受け付けておりますので、まずは当評価機関にお問い合わせください。

東京都における福祉サービス第三者評価の受審に関する補助制度が使えます。

補助は、ほぼ実費分をカバーできます。
 表を参考にしてください。
 補助は、施設の種類毎に申請窓口が異なります。
 東京都もしくはあなたの事業所の所在する区市町村が受審経費の補助を行います。
 申請窓口ホームページより申請要項をご覧ください。
 ご不明点はお気軽にご相談ください。

東京都における福祉サービス第三者評価の受審に関する補助制度の目安

■ 補助金申請窓口：東京都福祉保健局運営主管課	補助の目安
【高齢】 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	60万円(定額)
【高齢】 軽費老人ホーム(A型・B型)、養護老人ホーム	
【障害】 障害者支援施設、障害児入所施設	
【子ども家庭】 母子生活支援施設、児童養護施設、自立援助ホーム、乳児院、婦人保護施設	
【生活】 救護施設、更生施設、宿所提供施設	
【子ども家庭】 認可保育所(社会福祉法人等)	実費(60万円上限)
■ 補助金申請窓口：事業所所在地の区市町村	
【子ども家庭】 認可保育所(株式会社等上記以外) 認証保育所、認定こども園、認可外保育施設(ベビーホテル等)	実費(60万円上限)
【障害】 生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型・B型 のいずれか又は複数を実施する事業所	実費
【障害】 短期入所(福祉型)、共同生活援助(グループホーム)	実費(70万円上限)
【障害】 児童発達支援センター	
上記の受審費補助の対象となっていないもの 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・ケアハウス)、都市型軽費老人ホーム、居宅介護支援、訪問介護、通所介護、認知症対応型通所介護、居宅介護(障害)短期入所(障害)(医療型)、児童発達支援事業等	区市町村ごと